

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 道路の供用廃止【都市整備局道路部管理課】3
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】4
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】5
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】6
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】7
- 産業廃棄物処理施設の変更の許可申請【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】8

◇ 公 告

- 都市公園の供用開始【都市整備局河川公園部公園管理課】10
- 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業の換地計画の縦覧【都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室】11
- 北九州市公告第517号により公告した一般競争入札の中止【技術監理局契約部契約課】12
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【政策局DX・AI戦略室】13
- 北九州市農業振興地域整備計画の変更【産業経済局農林水産部農林課】14
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【都市ブランド創造局総務文化部文化企画課】15

◇ 上下水道局

- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道保全課】1 8
- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】1 9

北九州市告示第 3 3 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 7 年 8 月 1 日から道路の供用を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 供用廃止の区間 |
|---------|------------|--|
| 1 2 4 4 | 汐井町 1 号線 | 戸畑区汐井町 3 3 番 1 地先から 戸畑区汐井町 3 3 番 1 地先まで |
| 1 7 5 9 | 明治町 9 号線 | 戸畑区明治町 8 1 番 1 地先から 戸畑区明治町 1 5 5 番地先まで |
| 1 7 6 0 | 明治町 1 0 号線 | 戸畑区明治町 8 1 番 1 地先から 戸畑区明治町 8 4 番地先まで |

北九州市告示第 3 3 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 薬局（育成医療及び更生医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|-------------------------|----------------|
| 大信薬局 ひびきの店 | 北九州市若松区塩屋三丁目 3 4 番 1 号 | 令和 7 年 8 月 1 日 |
| レトロ薬局 真鶴店 | 北九州市小倉北区真鶴一丁目 4 番 2 6 号 | 令和 7 年 8 月 1 日 |

2 訪問看護（育成医療及び更生医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|----------------------|-------------------------------|----------------|
| 訪問看護ステーション Coharu 小倉 | 北九州市小倉南区城野四丁目 7 番 5 - 1 0 1 号 | 令和 7 年 8 月 1 日 |
| スリーハート訪問看護ステーション | 北九州市八幡西区鉄王二丁目 2 2 番 5 号 | 令和 7 年 8 月 1 日 |

北九州市告示第 3 3 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 6 9 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 薬局（育成医療及び更生医療）の名称の変更

| 指定自立支援医療機関の名称 | | 指定自立支援医療機関の所在地 | 変更年月日 |
|---------------|-------------|-------------------------|----------------|
| 旧 | そよ風薬局 | 北九州市小倉北区浅野二丁目 6 番 2 1 号 | 令和 7 年 8 月 1 日 |
| 新 | 大信薬局 小倉駅北口店 | | |

2 訪問看護（育成医療及び更生医療）の名称の変更

| 指定自立支援医療機関の名称 | | 指定自立支援医療機関の所在地 | 変更年月日 |
|---------------|----------------------|--------------------------------|----------------|
| 旧 | 訪問看護 ナースケア 2 2 2 | 北九州市小倉北区三郎丸三丁目 5 番 1 - 6 0 6 号 | 令和 7 年 8 月 1 日 |
| 新 | 訪問看護 2 m u g i ~ 紬 ~ | | |

北九州市告示第 334 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

北九州市長 武内和久

1 薬局（精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|-----------------------|----------------|
| 大信薬局ひびきの店 | 北九州市若松区塩屋三丁目 34 番 1 号 | 令和 7 年 8 月 1 日 |

2 訪問看護（精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|----------------------|----------------|
| 訪問看護ステーションよつば小倉 | 北九州市小倉南区貫 1866 番地の 2 | 令和 7 年 8 月 1 日 |

北九州市告示第 335 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

| 指定自立支援医療機関 の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | | 変更年月 日 |
|-------------------|----------------|------------------------------------|-------------------|
| メープル薬局三萩野店 | 新 | 北九州市小倉北区片野一丁目 1 番 5 6 号 - 1 0 1 | 令和 7 年 8 月 1 日 |
| | 旧 | 北九州市小倉北区片野一丁目 1 番 4 8 - 1 0 3 号 | |

北九州市告示第 3 3 6 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請があったので、同条第 2 項において準用する同法第 1 5 条第 4 項の規定により次のとおり告示し、申請書及び同条第 3 項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 7 年 8 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請者

北九州市八幡西区黒崎三丁目 9 番 2 2 号

株式会社 リサイクルテック

代表取締役 橋口 正

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市若松区向洋町 1 0 番 3 1 号

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

5 申請年月日

令和 7 年 7 月 7 日

6 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

7 縦覧期間

令和 7 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の、毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 7 年 9 月 1 5 日までに、第 6 項の縦覧場所に到着するように提出すること。

（1） 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2） 申請者

- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

北九州市公告第 5 5 3 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

| 公園番号 | 名 称 | 位 置 | 区 域 |
|---------|------------|------------------------|-------------------------------|
| 4 8 1 1 | 北九州市立黒ヶ畑公園 | 北九州市八幡西区 西鳴水二丁目 5 番 | 北九州市八幡西区 西鳴水二丁目 5 番 の一部 |

2 供用開始の期日

令和 7 年 8 月 1 日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市都市整備局河川公園部公園管理課においてこの公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第554号

北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業の換地計画（第1回変更）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第2項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の2において準用する同令第3条の規定により、次の事項を公告する。

なお、当該事業に関係のある利害関係者は、当該換地計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和7年8月1日

北九州市長 武内和久

1 縦覧期間及び縦覧時間

令和7年8月2日から同月15日までの毎日午前8時30分から午後5時15分まで

2 縦覧場所

北九州市小倉北区古船場町1番35号（北九州市立商工貿易会館5階）
北九州市都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室

3 意見書の提出要領

当該換地計画について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和7年8月15日までに北九州市都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室に到着するように提出すること。

なお、意見書を郵便及び信書便で差し出した場合は、令和7年8月15日までの消印があれば当該提出期間内に提出したものとみなす。

北九州市公告第 5 5 5 号

令和 7 年 7 月 1 6 日 発行 第 5 8 7 8 号 北九州市公報における北九州市公告第
5 1 7 号により公告した次の一般競争入札を中止する。

令和 7 年 8 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

工事名 板櫃川護岸工事（7—1）

北九州市公告第 5 5 6 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
総務事務センター運營業務（第 4 期） 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市政策局 D X ・ A I 戦略室
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 6 月 2 7 日
- 4 落札者の名称及び住所
アクセンチュア株式会社
東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号
- 5 落札金額
1 9 億 9 , 1 0 0 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 7 年 4 月 2 8 日
- 8 落札方式
総合評価落札方式による。

北九州市公告第 5 5 7 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により令和 7 年 5 月 2 6 日北九州市公告第 3 6 5 号で公告した北九州市農業振興地域整備計画を同法第 1 3 条第 1 項の規定により変更したので、同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局農林水産部農林課

北九州市公告第558号

一般競争入札により業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年8月1日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 旧九州厚生年金会館老朽化等調査業務
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年1月30日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 文化施設（主たるホールが1, 200席以上を有する施設に限る。）の整備又は改修に係る基本構想・計画の策定又は設計に関する業務（整備等事業費10億円以上に限る。）の実績を有すること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市都市ブランド創造局総務文化部文化企画課
 - イ 期間 この公告の日から令和7年8月19日まで（日曜日、土曜日及

び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号の場所及び期間において無償で交付する。電子メールによる交付を希望する場合はファックス又は電子メールで受け付けるが、送信後に電話連絡を行うこと。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

(ア) 競争入札参加申出書

(イ) 業務実績（任意様式） 第2項第3号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

イ 競争入札参加申出書等を提出する場所、期間及び方法

(ア) 場所 第1号アの場所と同じ。

(イ) 期間 この公告の日から令和7年8月19日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

(ウ) 提出方法 持参、書留郵便、ファックス又は電子メールとする。ファックス及び電子メールの送信後は電話連絡を行うこと。

(5) 競争入札参加資格の確認の結果は、令和7年8月20日までに電子メールで通知する。

(6) 競争入札参加申出書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所地下2階第3入札室

イ 入札日時 令和7年8月28日午前10時

ウ 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条

第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 内訳書の提出

入札者は、入札書に記載した金額に対応する内訳書を入札書とは別に提出しなければならない。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 入札の中止 特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとするものが損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市都市ブランド創造局総務文化部文化企画課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2391

ファックス 093-581-5755

北九州市上下水道局告示第 39 号

北九州市下水道条例（昭和 39 年北九州市条例第 39 号）第 8 条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和 7 年 8 月 1 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

| 指定番号 | 工事店名 代表者 | 所在地 | 指定の有効期間 |
|------|------------------|----------------------|--|
| 2120 | 有限会社北九美化 田上秀文 | 小倉北区足原一丁目 2 番 6 号 | 令和 7 年 8 月 1 日か ら令和 12 年 5 月 3 1 日まで |

北九州市上下水道局告示第40号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年8月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

| 指定番号 | 工事店の 名 称 | 代表者 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------|------------------------------|------|----------------------------|--------------|
| K-123 | 株式会社L I X I Lトータ ルサービス | 濱田建二 | 北九州市小倉 北区中島一丁 目17番6号 | 令和7年8月 1日 |